

# 八雲町自治基本条例コーナー

八雲町の「まちづくり」に参加しませんか？

町民の皆様の声を広く聴き、町民主体の自治を実現することを目的に、平成22年4月1日に八雲町自治基本条例が制定されました。

このコーナーでは各種審議会などの委員公募や会議の開催案内、パブリックコメントの実施についてお知らせします。

詳しくは、各担当課へ問い合わせさせていただくか、町のホームページをご覧ください。

## 八雲町自治基本条例第12条の規定に基づき、会議を公開で行います

皆様の傍聴をお待ちしています



### 八雲町子ども・子育て会議を開催します

八雲町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画の変更に関して意見を述べたり、子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な事項や実施状況について調査審議を行う会議です。

【日時】10月23日(火)

午後6時30分～

### 【場所】

八雲町役場第1・2会議室

### 【議題】

・子ども・子育て支援ニーズ調査に係る調査票内容の検討  
他

### 【問い合わせ先】

住民生活課児童係

☎0137-62-2112

## 八雲町民自治推進委員会を開催します

八雲町町民自治推進委員会は、八雲町自治基本条例に基づき審議会として、自治基本条例及び自治に関する基本的な事項について審議し、町長へ意見を具申する審議会です。

【日時】10月17日(水)

午後6時30分～

【場所】役場3階 議員控室

### 【内容】

・平成29年度八雲町自治基本条例の運用状況について  
・その他

### 【問い合わせ先】

企画振興課協働推進係

☎0137-62-2300

## 八雲町自治基本条例第14条の規定に基づき、町民皆さまから広く意見を公募します

### 八雲町子どもの読書活動推進計画(案)

「子どもの読書活動の推進

に関する法律」に基づき、読書活動が言語理解・感性・表現力・創造力の向上に繋げる重要な基礎活動である事にかんがみ、子どもが読書に親しむ機会の整備・充実を図りながら、読書活動の推進を通し健やかな成長に資する事を目的に、基本的な考えや方策を示す計画を策定するものです。

### 【意見提出できる方】

左記に該当する方(年齢制限はありません)

- ①町内に住所を有する方
- ②町内に住所を有していても、町内の事業所で働いているまたは学んでいる方
- ③町内で活動する法人、団体

### 【意見の募集期間】

10月1日(月)～31日(水)

### 【資料の入手方法】

①町ホームページからダウンロード  
<http://www.town.yakumo.lg.jp>

・資料「八雲町子どもの読書活動推進計画(案)」

②次の場所へ備え付け

- ・八雲町立図書館
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所

### 【意見提出様式・提出先】

・意見提出様式(Word版)

- ①書面の持参
- ・八雲町立図書館
- ・熊石総合支所地域振興課

- ・落部支所
- ②書面の郵送

〒049-3113

八雲町相生町98番地

八雲町立図書館 宛

③ファックス

☎0137-62-2528

④電子メール

library@town.yakumo.lg.jp

### 【留意事項】

意見の提出にあたっては、書面に必ず、住所、氏名(法人、その他団体の場合は、名称および代表者名)、連絡先電話番号を記載願います。記載がない場合は、取り扱いきません。また、電話での受付はできません。

個人情報等は、本件の内部管理のみに使用します。提出意見および、検討結果の公表にあたっては、個人情報を公表することはありません。

### 【問い合わせ先】

八雲町立図書館

☎0137-62-2507

